



トップアンドコア通信

【令和2年9月30日号】

新型コロナウイルス感染症の拡大は企業活動に大きな影響を与えています。多くの企業では「雇用調整助成金」を活用することで雇用維持に努めているところ、それだけでは負担を賄いきれない企業も出始めています。帝国データバンクが発表した「コロナウイルス関連倒産」は全国で600件に達するとされ、厚生労働省が毎月集計しているハローワーク等からの聞き取りによる「雇用調整の可能性のある事業所数」は5月～10月の累計が10万事業所、「解雇等見込み労働者数」は6万人超となっています。政府も「副業・兼業」の制度整備を急いでおり、withコロナの時代に企業活動をどのように進めていくか、従業員をどのように活用していくか、抜本的な制度改革が必要となります。

■ 副業・兼業の労働時間管理に関する解釈の通達（令和2年9月1日発出）

令和2年9月に改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に関し、労働時間管理及び通算の考え方に関して厚生労働省より通達が発出されました。自社が先に雇用契約を締結している場合だけでなく、他の会社で雇用されている労働者を副業・兼業先として雇用する場合にも関係する内容です。36協定にかかる労働時間の管理および割増賃金の支払いについては、違反したときには労働基準法違反に問われるだけに、しっかりと把握しておく必要があります。

<労働時間の通算の有無>

定義①：時間外労働のうち「時間外労働＋休日労働＝単月100時間、複数月平均80時間以内」の要件は、**労働者個人の実労働時間に着目したもの**

通算の有無：「通算される」

自社の労働時間＋他の使用者の事業場の労働時間<単月100時間、複数月平均80時間

定義②：時間外労働のうち36協定により延長できる時間の限定時間（特別条項を含む）は、

個々の事業場における36協定の内容を規制するもの

通算の有無：「通算されない」

定義③：休憩、休日、年次有給休暇は労働時間に関する規定ではない

通算の有無：「通算されない」



※定義②③は通算されないため、自社の労働時間のみを管理していればOKのところ、前提①を順守するためには、他の使用者の労働時間を把握する必要がある点に注意が必要です

<労働時間を通算するときのルール>

1) 労働時間を通算管理する使用者とは…

副業・兼業を行う労働者を使用するすべての使用者

2) 通算される労働時間とは…

自社の労働時間＋**労働者の申告等により把握**した他の使用者の事業場の労働時間



※労働者からの申告等により把握した労働時間が事実と異なっていた場合でも、申告により把握した労働時間によって通算していればOK

※副業・兼業を行う労働者を使用する使用者は、1ヶ月単位で労働時間の通算管理が義務

3) 通算して時間外労働となるのは…

時間外労働＝「自社の労働時間＋他の使用者の事業場の労働時間」－ 自社の労働時間

※自社の労働時間制度および週/月の労働時間の起算日をもって算定してOK

※時間外労働の割増賃金率は、自社の就業規則等で定められた率とする

■ 国税庁のHPに「年末調整がよくわかるページ」公開

国税庁のホームページに「控除誤りにご注意ください」と案内が出ると同時に、「年末調整がよくわかるページ」が開設されました。それほど、本年の年末調整事務は改正事項が大変多くなっています。「所得金額調整控除」や「ひとり親控除」などの説明文が掲載される中、従業員向けの以下のリーフレットがおすすめです。また、大幅な様式変更があった「**基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書**」についても、カラーで分かりやすい記載例が掲出されています。

＜給与所得者向けリーフレット＞

年末調整を受ける際の注意事項、各種控除について



■ 医師等の押印が不要に（労働安全衛生法の改正：令和2年8月28日から）

年に1回の定期健康診断を実施した際、「健康診断個人票」等には医師の押印が必須とされていたところ、労働安全衛生法の改正により記名のみとなりました。

＜押印が不要となった書類＞

定期健康診断結果報告書、健康診断個人票

※定期健康診断だけでなく、特定化学物質健康診断やじん肺健康診断などの特殊健康診断やストレスチェックを含むすべての健康診断が対象



■ 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得可能に（令和3年1月1日～）

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法の改正により、時間単位で取得することができるようになります（**就業規則の改定要**）。

＜改正のポイント＞

- ・「時間」とは、1時間の整数倍の時間のことであり、**労働者の希望する時間数で取得できる**
- ・就業時間の途中に休暇取得→就業時間内に戻る「中抜け」は、**原則として含まれない**

社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL：03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPター名古屋 7F TEL：052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビシネスセンタービル 6F TEL：092-273-0503

E-mail：contact@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/

